



宮 崎 県 公 報

令和 7 年 4 月 17 日（木曜日） 第 603 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・P クリエイションズ株式会社発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 64,800 円

目 次

告 示

○指定居宅サービス事業の廃止……………（長寿介護課）	1
○指定介護予防サービス事業の廃止……………（ “ ” ）	2
○指定障害福祉サービス事業の廃止……………（障がい福祉課）	2
○指定自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）の指定（3件）……………（ “ ” ）	2
○指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定（3件）……………（ “ ” ）	3
○指定自立支援医療機関（精神通院医療）の所在地の変更……………（ “ ” ）	3
○保安林の指定予定（2件）……………（自然環境課）	3

公 告

○狩猟免許試験の実施……………（自然環境課）	4
○狩猟免許更新申請者に対する講習及び適性検査の実施……………（ “ ” ）	5
○県営土地改良事業の工事の完了……………（農村整備課）	6
○開発行為に関する工事の完了……………（建築住宅課）	6
労働委員会告示	
○宮崎県労働委員会のあっせん員候補者の氏名、 経歴等の公示……………	6
選挙管理委員会告示	
○政党その他の政治団体の設立、異動及び解散の 届出……………	7
○資金管理団体の異動及び資金管理団体でなくな った旨の届出……………	9
○政治資金規正法第17条第2項の適用団体の公表……………	10

告 示

宮崎県告示第 233号

介護保険法（平成 9 年法律第 123号）第75条第 2 項の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和 7 年 4 月 17 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介 護 保 険 事 業 所 番 号	指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 者		廃 止 年月日	サービスの 種 類
	名 称	所 在 地	名 称 又 は 氏 名	主たる事務 所の所在地		
4570201600	社会福祉事業団指定訪問介護事業所望峰	宮崎県都城市安久町5209番地 1	社会福祉法人常陽社会福祉事業団	宮崎県都城市南横市町4000番地	令和 7 年 3 月 31 日	訪問介護
4570201915	スマイルライフ早水の杜 通所介護事業所	宮崎県都城市早水町4503番95	株式会社サントク	宮崎県都城市早水町4503番95	令和 7 年 3 月 31 日	通所介護
4570201923	スマイルライフ早水の杜 訪問介護事業所	宮崎県都城市早水町4503番96	株式会社サントク	宮崎県都城市早水町4503番96	令和 7 年 3 月 31 日	訪問介護
4570202897	短期入所生活介護庄内の里	宮崎県都城市庄内町8673番地	社会福祉法人常陽社会福祉事業団	宮崎県都城市南横市町4000番地	令和 7 年 3 月 31 日	短期入所生活介護
4570202962	くぼはら 訪問介護ステーション	宮崎県都城市平塚町3172-1	株式会社ハートハンズ	宮崎県都城市久保原町13街区3の2号	令和 7 年 3 月 31 日	訪問介護
4571800350	アメックスヘルパステーション	宮崎県小林市野尻町三ヶ野山字岩瀬口3172-2	株式会社アメックスエステート	宮崎県宮崎市佐土原町上田島5110番地	令和 7 年 3 月 31 日	訪問介護
45B1800013	川井田医院介護医療院	宮崎県西諸県郡高原町西麓 173番地	医療法人豊寿会	宮崎県西諸県郡高原町西麓 173番地	令和 7 年 3 月 31 日	短期入所療養介護

		3		3		
45B1800013	川井田医院介護医療院	宮崎県西諸県郡高 原町西麓 173番地 4	医療法人豊寿会	宮崎県西諸県郡高 原町西麓 173番地 4	令和7年3月31日	介護医療院

宮崎県告示第 234号

介護保険法（平成9年法律第 123号）第 115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和7年4月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介護保 険事業 所番号	指定介護予防 サービス事業所		指定介護予防 サービス事業者		廃止 年月日	サービスの 種類
	名称	所在地	名称 又は氏名	主たる事務 所の所在地		
4570201618	養護老人ホーム望 峰園	宮崎県都城市安久 町5209番地1	社会福祉法人常陽 社会福祉事業団	宮崎県都城市南横 市町4000番地	令和7年3月31日	介護予防特定施 設入居者生活介 護
45B1800013	川井田医院介護医 療院	宮崎県西諸県郡高 原町西麓 173番地 3	医療法人豊寿会	宮崎県西諸県郡高 原町西麓 173番地 3	令和7年3月31日	介護予防短期入 所療養介護

宮崎県告示第 235号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和7年4月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事業所 番号	指定障害福祉 サービス事業所		指定障害福祉 サービス事業者		廃止 年月日	サービスの 種類
	名称	所在地	名称	主たる事務 所の所在地		
4510200472	山田りんどう福祉 会	都城市山田町山田 3063番地4	特定非営利活動法 人山田りんどう福 祉会	都城市山田町山田 3063番地4	令和7年4月30日	重度訪問介護

宮崎県告示第 236号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第54条第2項の規定により、育成医療及び更生医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

令和7年4月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名称	所在地	担当する医療 の種類	指 定 年月日
高千穂町国民健康保険病 院	高千穂町	腎臓	令和6年 4月1日

宮崎県告示第 237号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第54条第2項の規定により、育成医療及び更生医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

令和7年4月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名称	所在地	担当する医療 の種類	指 定 年月日
こあら薬局	小林市	薬局	令和7年 3月2日

宮崎県告示第 238号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第54条第2項の規定により、育成医療及び更生医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

令和7年4月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	担当する医療 の種類	指 定 年月日
ふれあい薬局花線店	都城市	薬局	令和7年 4月1日
こあら薬局	小林市	薬局	令和7年 4月1日
すみれ薬局	都城市	薬局	令和7年 4月1日
ひまわり薬局	日南市	薬局	令和7年 4月1日
ふるかわ薬局	日南市	薬局	令和7年 4月1日

宮崎県告示第 239号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第54条第2項の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

令和7年4月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	担当する医療 の種類	指 定 年月日
高千穂町国民健康保険病院	高千穂町	精神通院医療	令和6年 4月1日

宮崎県告示第 240号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第54条第2項の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

令和7年4月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	担当する医療 の種類	指 定 年月日
こあら薬局	小林市	薬局	令和7年 3月2日

宮崎県告示第 241号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第54条第2項の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

令和7年4月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	担当する医療 の種類	指 定 年月日
ふれあい薬局花線店	都城市	薬局	令和7年 4月1日
あけぼの薬局	宮崎市	薬局	令和7年 4月1日
こまつ薬局	宮崎市	薬局	令和7年 4月1日
このはな薬局	宮崎市	薬局	令和7年

			4月1日
ペンギン薬局	宮崎市	薬局	令和7年 4月1日
なごみの杜薬局	宮崎市	薬局	令和7年 4月1日
こあら薬局	小林市	薬局	令和7年 4月1日
すみれ薬局	都城市	薬局	令和7年 4月1日
ひまわり薬局	日南市	薬局	令和7年 4月1日
ふるかわ薬局	日南市	薬局	令和7年 4月1日
どこでも訪問看護ステーション	宮崎市	訪問看護	令和7年 4月1日
訪問看護ステーション n a o	宮崎市	訪問看護	令和7年 4月1日
訪問看護のあ	宮崎市	訪問看護	令和7年 4月1日

宮崎県告示第 242号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第64条の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関の所在地の変更について次のとおり届出があった。

令和7年4月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	所在地		変 更 年月日
		変更前	変更後	
合同会社訪問看護ステーションハピネス	宮崎市	宮崎市大字恒久4107番地2	宮崎市昭栄町80番地	令和7年 2月27日

宮崎県告示第 243号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和7年4月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 保安林予定森林の所在場所 串間市大字奈留字中ノ谷4334-18、4337、4382-4、4382-15、4382-20、4382-21、4382-24、4386-6、4386-18、4386-19、4400-2、字柳ヶ谷7942-18
 - 指定の目的 水源の涵養^{かん}
 - 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林

部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに串間市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 244号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和7年4月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡高千穂町大字押方字轟山 4249－1、4249－2、字日ヶ暮4503、4507、4534

2 指定の目的 干害の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県西臼杵支庁並びに高千穂町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第41条の規定により、狩猟免許試験を次のとおり実施する。

令和7年4月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 狩猟免許試験の日時及び会場

試験は、令和7年度において3回行うものとし、その期日は、次表のとおりとする。

なお、試験の受付は、各試験会場において、試験開始30分前からとする。

区分	試験日	開始時間	試験会場
第 1 次 試 験	6月25日 (水曜日)	午前10時	宮崎県林業技術センター 東臼杵郡美郷町西郷田代字内 野々1561番地の1
	6月26日 (木曜日)	午前9時	宮崎県西臼杵支庁 西臼杵郡高千穂町大字三田井 22番地
	7月2日 (水曜日)	午前9時	宮崎県庁7号館 宮崎市橘通東2丁目10番1号
			延岡市中小企業振興センター 延岡市東本小路 121番地 1
			宮崎県北諸県農業改良普及セン

回				ター 都城市高木町6464番地	
	2 次 試 験	6月25日 (水曜日)	午後2時	宮崎県林業技術センター 東臼杵郡美郷町西郷田代字内 野々1561番地の1	
		6月26日 (木曜日)	午後1時	宮崎県西臼杵支庁 西臼杵郡高千穂町大字三田井 22番地	
		7月2日 (水曜日)	午後1時	宮崎県庁7号館 宮崎市橘通東2丁目10番1号	
延岡市中小企業振興センター 延岡市東本小路 121番地1					
宮崎県北諸県農業改良普及セン ター 都城市高木町6464番地					
第 2 回	1 次 試 験	9月3日 (水曜日)	午前10時	宮崎県小林総合庁舎 小林市細野字瀬戸ノ口 367番 地の2	
		9月4日 (木曜日)	午前10時	宮崎県日南総合庁舎 日南市戸高1丁目12番地1	
		9月7日 (日曜日)	午前9時	宮崎県庁7号館 宮崎市橘通東2丁目10番1号	
				延岡市中小企業振興センター 延岡市東本小路 121番地1	
	2 次 試 験	9月3日 (水曜日)	午後2時	宮崎県小林総合庁舎 小林市細野字瀬戸ノ口 367番 地の2	
		9月4日 (木曜日)	午後2時	宮崎県日南総合庁舎 日南市戸高1丁目12番地1	
		9月7日 (日曜日)	午後1時	宮崎県庁7号館 宮崎市橘通東2丁目10番1号	
				延岡市中小企業振興センター 延岡市東本小路 121番地1	
	第 3	1 次 試 験	1月25日 (日曜日)	午前9時	宮崎県庁7号館 宮崎市橘通東2丁目10番1号
					宮崎県延岡総合庁舎 延岡市愛宕町2丁目15番地
2					宮崎県庁7号館

回	次 試 験	1月25日 (日曜日)	午後1時	宮崎市橘通東2丁目10番1号	7 狩猟免許試験についての問い合わせ 宮崎県環境森林部自然環境課、西臼杵支庁又は各農林振興局に 問い合わせること。
				宮崎県延岡総合庁舎 延岡市愛宕町2丁目15番地	

2 受験資格

宮崎県内に住所を有する者（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第40条各号のいずれかに該当する者を除く。）

3 狩猟免許試験の内容、順序等

狩猟免許試験は、第1回の宮崎県庁7号館及び第2回の宮崎県庁7号館試験会場では、網猟免許、わな猟免許、第1種銃猟免許及び第2種銃猟免許の試験とし、第1回の延岡市中小企業振興センター及び宮崎県北諸県農業改良普及センター並びに第2回の延岡市中小企業振興センター試験会場では、わな猟免許、第1種銃猟免許及び第2種銃猟免許の試験とし、第3回の宮崎県庁7号館試験会場では、網猟免許、わな猟免許及び第1種銃猟免許の試験とし、第1回の宮崎県林業技術センター及び宮崎県西臼杵支庁並びに第2回の宮崎県小林総合庁舎及び宮崎県日南総合庁舎並びに第3回の宮崎県延岡総合庁舎試験会場では、わな猟免許試験とし、それぞれ、狩猟に関する適性、技能及び知識について行うが、これらの試験を行う順序は、知識試験及び適性試験（1次試験）、技能試験（2次試験）とし、知識試験又は適性試験のいずれかに合格しなかった者は、技能試験を受けることができない。

4 受験申込手続

(1) 狩猟免許申請書及び受験票に必要事項を記入し、次の各号に掲げるものを添付して提出すること。

ア 狩猟免許申請手数料 5,200円。ただし、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第49条各号に掲げる者にあつては、3,900円（宮崎県収入証紙を狩猟免許申請書に貼り付けて払い込むものとする。）

イ 85円の返信用郵便切手 1枚

ウ 医師の診断書（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第40条第2号から第4号までに該当しない旨の診断書）。ただし、申請者が銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている場合にあつては、当該許可に係る許可証の写し。

1通

エ 住民票 1通

(2) 書類の提出先及び期間

第1回試験の受験希望者は5月7日（水曜日）から5月23日（金曜日）までの間に、第2回試験の希望者は6月30日（月曜日）から8月1日（金曜日）までの間に、第3回試験の希望者は11月17日（月曜日）から12月15日（月曜日）までの間に、住所地を管轄する宮崎県西臼杵支庁又は各農林振興局に提出すること。

5 受験者への通知等

狩猟免許申請書を受理した後、受験者へ免許試験の日時及び場所を指定した受験票を送付する。

申請者は、受験票の所定欄に申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦 3.0センチメートル、横 2.4センチメートルの写真を貼り付け、試験当日持参すること。

6 狩猟免許試験の合格者

合格者には、狩猟免許状を交付する。

7 狩猟免許試験についての問い合わせ

宮崎県環境森林部自然環境課、西臼杵支庁又は各農林振興局に問い合わせること。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第51条第1項、第2項及び第4項の規定により、狩猟免許更新申請者に対する講習及び適性検査を次のとおり実施する。

令和7年4月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 講習及び適性検査の日時、会場等

別表のとおり

2 講習及び適性検査対象者

令和4年に狩猟免許を受けた者で、狩猟免許の更新を希望するもの

3 講習及び適性検査の内容

(1) 講習

ア 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令 1時間

イ 鳥獣の判別及び猟具の取扱い 1時間

ウ 鳥獣の保護管理に関する知識 1時間

(2) 適性検査

ア 視力検査（矯正視力可）

イ 聴力検査（補聴器使用可）

ウ 運動能力（補助具使用可）

4 講習及び適性検査の申込手続

(1) 所定の狩猟免許更新申請書及び審査票に必要事項を記入し、次の各号に掲げるものを添付して提出すること。

ア 狩猟免許更新申請手数料 2,900円（宮崎県収入証紙を狩猟免許更新申請書に貼り付けて払い込むものとする。）

イ 85円の返信用郵便切手（郵送を希望する場合に限る。）

1枚

ウ 医師の診断書（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第40条第2号から第4号までに該当しない旨の診断書）。ただし、申請者が銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている場合にあつては、当該許可に係る許可証の写し。

1通

(2) 書類の提出先及び期間

講習及び適性検査を受けようとする者は、住所地を管轄する宮崎県西臼杵支庁又は各農林振興局に、講習開催日の10日前までに提出すること。

5 申請者への通知等

狩猟免許更新申請書を受理した後、申請者へ講習及び適性検査の日時及び会場を指定した審査票を交付する。

申請者は、審査票の所定欄に申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦 3.0センチメートル、横 2.4センチメートルの写真を貼り付け、講習及び適性検査の当日持参すること。

6 講習及び適性検査の会場での受付

講習及び適性検査の会場では、申請者に交付した審査票で受け付けるものとする。審査票を持参しない者又は写真の貼り付けていない審査票を持参した者の講習及び適性検査の受付は行わないものとする。

7 狩猟免許更新申請書及び審査票の用紙

宮崎県環境森林部自然環境課、西臼杵支庁及び各農林振興局において交付する。

8 講習及び適性検査についての問い合わせ

宮崎県西臼杵支庁又は各農林振興局に問い合わせること。

別表

日 時	会 場	対象区域
7月8日（火） 午後1時30分	日之影町役場町民ホール 西臼杵郡日之影町大字七折9079番地	日之影町
7月10日（木） 午後1時30分	高千穂町中央公民館2階講堂 西臼杵郡高千穂町大字三田井 723番地 1	高千穂町
7月16日（水） 午後1時30分	五ヶ瀬町役場町議会議場 西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所1670番地	五ヶ瀬町
7月3日（木） 午後1時00分	延岡市中小企業振興センター 延岡市東本小路 121番地 1	東臼杵
7月8日（火） 午後1時00分	日向市中央公民館 日向市中町 1 番31号	東臼杵
7月11日（金） 午後1時00分	宮崎県林業技術センター 東臼杵郡美郷町西郷田代内野々1561番地の 1	東臼杵
7月9日（水） 午後1時30分	西都市役所北棟 3 階会議室 西都市聖稜町 2 丁目 1	西都市、西米良村
7月10日（木） 午後1時30分	川南町農村環境改善センター 児湯郡川南町大字川南 1 3680番地 1	高鍋町、新富町、木城町、川南町、都農町
7月9日（水） 午後1時00分	宮崎県武道館会議室 宮崎市大字熊野2206番地 1	宮崎市、国富町、綾町
7月9日（水） 午後1時00分	宮崎県西諸県農業改良普及センター 小林市駅南 300番地	小林市、えびの市、高原町
7月15日（火） 午後1時30分	宮崎県木材利用技術センター 都城市花繰町21号 2 番	都城市、三股町

7月16日（水） 午後1時30分	宮崎県木材利用技術センター 都城市花繰町21号 2 番	都城市、三股町
7月10日（木） 午後1時00分	日南市南郷ハートフルセンター 日南市南郷町中村乙7051番地25	日南市、串間市
9月2日（火） 午後1時30分	宮崎県庁 7 号館 宮崎市橘通東 2 丁目10番 1 号	県内一円

次の地区の県営土地改良事業の施行に伴う工事は、完了した。
令和 7 年 4 月 17 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

地 区 名	市町村名	事 業 名	完了年月日
鹿 児 山	高原町	県営畑地帯総合整備事業（担い手育成型）	令和 6 年 12 月 25 日
川 間 西	小林市	県営畑地帯総合整備事業（担い手育成型）	令和 7 年 2 月 20 日

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第29条第 1 項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は完了した。

令和 7 年 4 月 17 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
北諸県郡三股町大字宮村字岩切1967番 1、1967番 3、1970番、1971番、1978番、1979番、1980番、1988番、1967番 5 の一部	都城市吉尾町 758番 1 都城木材株式会社

労働委員会告示

宮崎県労働委員会告示第 1 号

労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第 478号）第 4 条及び労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第 1 号）第68条第 1 項の規定により、宮崎県労働委員会のあっせん員候補者の氏名、経歴等を次のとおり公表する。

令和 7 年 4 月 17 日

宮崎県労働委員会会長 山 崎 真一朗

あ っ せ ん 員 候 補 者 名 簿

（令和 7 年 4 月 7 日現在）

氏 名	現職（又は前職）
山 崎 真一朗	労働委員会公益委員 弁護士
江 藤 修 一	労働委員会公益委員 （宮崎県労働委員会事務局長）
金 丸 憲 史	労働委員会公益委員 特定社会保険労務士
山 口 弥 生	労働委員会公益委員 弁護士
八重尾 龍	労働委員会公益委員 弁護士
中 川 育 江	労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会宮崎県連合会 顧問
吉 岡 英 明	労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会宮崎県連合会 会長
武 井 大 幸	労働委員会労働者委員 全日通労働組合宮崎県支部 執行委員長
高 橋 章 治	労働委員会労働者委員 宮崎交通労働組合 執行委員長
坂 元 義 孝	労働委員会労働者委員 宮崎県電力関連産業労働組合総連合 会長
工 藤 久 昭	労働委員会使用者委員

	（宮崎経済同友会 顧問）
見 戸 康 人	労働委員会使用者委員 （宮崎中央農業協同組合 監事）
河 野 洋 一	労働委員会使用者委員 宮崎県経営者協会 専務理事
関 本 泰 三	労働委員会使用者委員 株式会社宮崎信販 代表取締役社長
税 田 倫 子	労働委員会使用者委員 株式会社グローバル・クリーン 専務取締役
渡 邊 世津子	労働委員会事務局長
米 村 文 明	労働委員会事務局調整審査課長
川 崎 康 介	労働委員会事務局調整審査課課長補佐

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第17号

政治資金規正法（昭和23年法律第 194号）第6条第1項、第7条第1項及び第17条第1項の規定により、政党その他の政治団体から設立、異動及び解散の届出があったので、同法第7条の2第1項及び第17条第3項の規定により、次のとおり告示する。

令和 7 年 4 月 17 日

宮崎県選挙管理委員会委員長 成 合 修

1 設立届

○政党の支部

（イ）法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類 （第1号）	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
日本維新の会衆議院宮崎県第1選挙区支部	横 田 朋 大	横 田 朋 大	宮崎市赤江33番地宮崎空港ゴルフセンター内	衆議院議員	○	令和 7 年 3 月 3 日
立憲民主党宮崎県参議院選挙区第1総支部	山 内 佳菜子	満 行 潤 一	宮崎市橋通西5-5-19	参議院議員	○	令和 7 年 3 月 10 日

（ロ）国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
自由民主党宮崎県日鷲連支部	松 浦 秀 次	景 山 亨	宮崎市大字跡江 850番地13	令和 7 年 3 月 14 日

○その他の政治団体

（ニ）国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
金丸和史後援会	黒 木 高 規	金 丸 芳 文	児湯郡川南町大字川南6933-2	令和 7 年 1 月 22 日
竹田ひろのり後援会	竹 田 貫 紀	竹 田 貫 紀	東諸県郡国富町大字森永1760-2	令和 7 年 1 月 23 日
宮崎県介護障害福祉事業者政治連盟	坂 口 和 也	橋 邊 順三郎	小林市堤4380番地	令和 7 年 1 月 30 日

末永雄大を応援する会	末 永 雄 大	末 永 雄 大	都城市高城町石山1509－9	令和7年2月5日
北原てるたか後援会	安 藤 正 則	北 原 弘 昭	児湯郡川南町大字川南 18251番地2	令和7年2月7日
日南市の再生を考える市民の会（ 日南市民の会）	長 友 正 徳	長 友 正 徳	日南市木山1－9－17	令和7年2月7日
岸本茂樹後援会	岸 本 茂 樹	岸 本 光 子	児湯郡川南町大字平田6587－2	令和7年2月12日
日南に若いリーダーを誕生させる 会	入 口 翔 太	鎌 倉 果奈美	日南市吾田西3－7－5	令和7年2月14日

2 異動届

○政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異 動 事 項	新	旧	異動年月 日
国民民主党宮崎県第1 区総支部	黒 木 通 哲	主たる事務所の所在地	宮崎市旭2－1－25北斗 塾第8ビル 103	宮崎市大工1－11－25	令和7年 2月1日
日本維新の会宮崎県総 支部	奥 下 剛 光	代 表 者	奥 下 剛 光	浦 野 靖 人	令和7年 2月6日
自由民主党宮崎県第三 選挙区支部	古 川 禎 久	会 計 責 任 者	池 田 守 隆	西 田 育 生	令和7年 2月9日
参政党宮崎県支部連合 会	戎 谷 暁	代 表 者	戎 谷 暁	滋 井 邦 晃	令和7年 2月17日
自由民主党小林支部	平 奈緒美	会 計 責 任 者	湯 之 前 亜 矢 子	山 之 口 幸 子	令和7年 2月28日
参政党宮崎第1支部	森 雄 一	代 表 者	森 雄 一	山 口 美 奈	令和7年 3月12日
参政党宮崎第3支部	吉 留 諒	代 表 者	吉 留 諒	戎 谷 暁	令和7年 3月12日
自由民主党宮崎県宮崎 市第八支部	齊 藤 了 介	会 計 責 任 者	杉 山 茂	代 口 純 一	令和7年 3月12日
日本共産党宮崎県南部 地区委員会	来 住 有 子	会 計 責 任 者	福 田 圭 子	原 秀 樹	令和7年 3月31日

○その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異 動 事 項	新	旧	異動年月 日
福留成人後援会	鎌 田 勇 人	主たる事務所の所在地	串間市大字西方8392－9	串間市大字西方8407－5	令和6年 3月18日
日向市東臼杵郡医師連 盟	今給黎 承	代 表 者	今 給 黎 承	千 代 反 田 晋	令和6年 6月8日
		会 計 責 任 者	森 迫 和 仁	松 岡 敬 子	
宮崎県商工政治連盟高 千穂支部	藤 本 浩	代 表 者	藤 本 浩	後 藤 和 博	令和6年 6月10日
		会 計 責 任 者	藤 本 浩	後 藤 和 博	
甲斐なおたか後援会	甲 斐 直 考	会 計 責 任 者	甲 斐 直 考	清 山 恵 介	令和7年 1月27日
日本臨床検査技師連盟 宮崎県支部	寺 原 孝 弘	会 計 責 任 者	寺 原 孝 弘	川 上 恵	令和7年 1月30日
黒木克彦後援会	黒 木 克 彦	代 表 者	黒 木 克 彦	黒 木 九 一	令和7年 2月12日
一青会	中 山 隆 志	主たる事務所の所在地	都城市山之口町富吉1580 －10	北諸県郡三股町大字蓼池 3649	令和7年 2月14日

横峯良郎の会	横 峯 良 郎	主たる事務所の所在地	西都市小野崎1丁目89サンシャイン西都 601号	西都市小野崎1丁目 102	令和7年 2月16日
宮崎県土地家屋調査士政治連盟	谷 口 和 隆	代 表 者	谷 口 和 隆	岩 切 和 弘	令和7年 2月19日
竹中ゆきひろ後援会	源 嶋 茂 保	代 表 者	源 嶋 茂 保	浜 田 汀 三	令和7年 2月26日
俊輔みらいの会	武 井 俊 輔	主たる事務所の所在地	宮崎市丸島町5-18平和ビル丸島 201	宮崎市橘通東2丁目1番4号テツカビル 102号	令和7年 3月1日
		会 計 責 任 者	鳩 山 政 秀	田 村 俊 彦	
三輪安男後援会（安真会）	三 輪 廣 茂	主たる事務所の所在地	児湯郡都農町大字川北 12145番地 2	児湯郡都農町大字川北 12128番地	令和7年 3月10日
		代 表 者	三 輪 廣 茂	新 名 浅 継	
古川誠後援会	古 川 清 永	会 計 責 任 者	古 川 富 子	税 田 洋 美	令和7年 3月13日
希望と活気市民の会	森 賢 治	政 治 団 体 の 名 称	希望と活気市民の会	宮崎の未来を語る会	令和7年 3月14日
岡本よしひろ後援会	岡 本 吉 弘	主たる事務所の所在地	宮崎市佐土原町下田島 11873	宮崎市佐土原町下田島 11873-2	令和7年 3月18日
渡辺まさたけ後援会	渡 辺 正 剛	会 計 責 任 者	金 丸 宏 明	田 代 和 利	令和7年 3月24日

3 解散届

○政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
自由民主党宮崎県東諸県郡第一支部	日 高 利 夫	令和7年2月19日

○その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
明るい小林市政を考える会	岩 本 正 道	令和6年12月15日
未来をひらく会	中 原 計 一 郎	令和6年12月31日
野間大輔後援会	野 間 大 輔	令和6年12月31日
みぞぐち誠二後援会	高 橋 幸 一	令和6年12月31日
山中則夫後援会	和 田 文 夫	令和6年12月31日
日高昭彦後援会	仕 田 光 良	令和6年12月31日
いわもと礼子後援会	岩 元 礼 子	令和6年12月31日
地域未来プロジェクト	川 崎 貞 生	令和7年2月2日
くすのせ寿彦後援会	楠 瀬 寿 彦	令和7年2月2日
河野みちひろ後援会	河 野 道 博	令和7年2月19日
戸高清次後援会（清友会）	佐 藤 高 則	令和7年2月28日
ボトムアップ宮崎	山 内 佳 菜 子	令和7年2月28日
大神ひろし後援会	大 神 博	令和7年2月28日

宮崎県選挙管理委員会告示第18号

政治資金規正法（昭和23年法律第 194号）第19条第3項の規定により、資金管理団体の異動及び資金管理団体でなくなった旨の届出

があったので、同法第19条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年4月17日

宮崎県選挙管理委員会委員長 成 合 修

1 異動届

○その他の政治団体

届出者	公職の種類	資金管理団体の名称	異 動 事 項	異 動 後	異 動 前	異動年月日
森 賢 治	えびの市長	希望と活気市民の会	資金管理団体の名称	希望と活気市民の会	宮崎の未来を語る会	令和7年3月14日
			公職の種類	えびの市長	宮崎県議会議員	

2 資金管理団体でなくなった旨の届

○その他の政治団体

届出者	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
河 野 道 博	河野みちひろ後援会	令和7年2月19日
佐 藤 裕 樹	佐藤ひろき後援会	令和7年3月20日

宮崎県選挙管理委員会告示第19号

政治資金規正法（昭和23年法律第 194号）第17条第2項の規定により、令和7年4月1日以降における政治活動（選挙運動を含む。

）のために、いかなる名義をもってするを問わず、寄附を受け、又は支出をすることができない団体は、次のとおりである。

令和7年4月17日

宮崎県選挙管理委員会委員長 成 合 修

政治資金規正法第17条第2項の適用団体

○その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
大西幸二緑の後援会	大 西 幸 二	大 西 幸 二	延岡市古城町4丁目6114-23
のせまこと後援会	能 勢 誠	山 村 博 嗣	小林市細野1919番地10平山ビル1階